

生物多様性について横浜から考える

林 績治

人間総合科学大学 客員教授

東京湾をよくするために行動する会 理事長

NPO法人海辺づくり研究会 理事

横浜市立大学 元教授

hayashi.shinji@gmail.com

1. 生物多様性会議の歴史的背景

2010年10月11-29日に名古屋で開催される「生物多様性条約第10回締結国会議」(CBD-COP10)は、昨年(2009年)コペンハーゲンで開催された気候変動に関する国際会議である、「気候変動枠組条約第15回締約国会議」(UNFCCC-COP15)の生物版として位置づけられる。地球環境は閉鎖的であり、人類が地球上で生存し続けていくためには、地球環境について意識的な計画を持ち、行動をとることが必要であるという認識が広く国際的にも共有されている。国際社会では国家間の利害が錯綜し、ややもすると、ものをいわない自然に国家間の利害関係から生じるゆがみが押しつけられ、環境の悪化が生じ、結果として人類が地球上に生存し続けることをさえ阻害するようになる。このような事実への認識が高まったといえるであろう。

名古屋で CBD-COP10 が開催されるに至った歴史的背景を表にまとめた(表1)。残念ながら、日本国内ではあまり知られていないが、その発端は1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(リオサミット)にある。この会議は「国連環境サミット」または「地球(環境)サミット」と呼ばれ、気候変動(Climate Change)枠組条約と、生物多様性(Biodiversity)条約が採択された。気候変動枠組条約については、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が科学的な情報・知識を提供するうえで大きな役割を果たし、地球温暖化の重要な原因とされる化石燃料の消費削減が重要な課題として認識されている。気候変動に対する警告を行った IPCC と、米国のアル・ゴア前副大統領とが共同で2007年のノーベル平和賞を受賞した。また、2009年9月の国連総会では鳩山首相は日本がCO₂の発生を1990年比で2020年までに25%削減すると宣言し、日本の産業構造の劇的な変化が必要な状況になったといえるだろう。生物多様性条約(CBD)の内容と関連事項、CBD-COP10の内容と問題点は表2と3にまとめた(表2、3)。

2000年には、当時の国連事務総長のコフィ・アナン氏が21世紀に向けての国際連合の役割を述べ、ミレニアム生態系評価(MA: Millennium ecosystem assessment)を提唱した。アナン氏の呼びかけを受けて、国連環境計画(UNEP)による全体的な調整のもとで地球規模の生物多様性の動向評価が開始され、世界中から約1,360名の専門家が参加して2005年には報告書が発行された(邦訳: 横浜国立大学21世紀COE翻訳委員会翻訳「生態系サービスと人類の将来」、オーム社 2007)。この中で、サブグローバル評価(SGA: Sub-global assessment)として、カナダのブリティッシュコロンビア州、アフリカ南部、ベトナムのメコン河下流など、18の地域の評価がミレニアム生態系評価の認定評価として実施され、さらに15の地域の評価が認定基準の一部を満たすか、あるいは評価過程の初期段階にあるミレニアム生態系評価に連携する評価として実施された(上記報告書による)。日本において

表1 CBD-COP10に至る歴史的背景

年	事項	参考（内容等）
1992	国連環境開発会議（UNCED）（＝地球環境サミット）（リオデジャネイロ） 気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）を採択 生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）を採択	→ UNFCCC IPCCは、気候変動に関する科学的な研究の収集と整理のための政府間機関 → CBD（2009年9月現在、192国＋ECが加盟、米国は非加盟） 条約の締約国には決議に基づいた施策が要求される 現在、生物多様性・生態系サービス分野については、IPBES（生物多様性と生態系サービスに関する政府間パネル）の設立に向けた議論が行われている
1995	UNFCCC-COP1（ベルリン） COP：Conference of parties の略	温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する、例えば2005年、2010年及び2020年といった特定のタイムフレーム内における数量化された抑制及び削減の目的を設定すること
1997	UNFCCC-COP3（京都）	京都会議－京都議定書を採択
2000	アナン国連事務総長演説「私たち人類：21世紀における国際連合の役割」	ミレニアム生態系評価（MA：Millennium Ecosystem Assessment）の実施を呼びかけ
2001 ～ 2005	国連環境計画（UNEP）の調整のもとで、ミレニアム生態系評価（MA）を実施	MAでは、科学的・客観的な情報を提供するために約1,360人の世界中の専門家が参加して地球規模の生態系の動向を評価した
2002	ヨハネスブルク環境サミット（＝リオ＋10会議）	1992年のリオデジャネイロサミットの成果をまとめる意味があった
2002	CBD-COP6	2010年目標の設定：2010年までに生物多様性の減失を顕著に減少させる
2007	ノーベル平和賞 IPCC＋ゴア元米国副大統領	気候変動（地球温暖化）に対する警告
2008	北海道洞爺湖サミット	環境サミットとしての位置づけ
2009	UNFCCC-COP15（コペンハーゲン）	
2010	第10回国際生物多様性条約締約国会議（CBD-COP10、名古屋）	2010年目標の達成状況の検証、2010年以降の新たな目標（ポスト2010年目標）などが問題となる。

も、2007年よりミレニアム生態系評価の概念的枠組を適用した里山・里海のサブグローバル評価が実施され、2010年開催のCBD-COP10での成果の公表に向け、漸くまとめの段階に達している。この里山・里海のサブグローバル評価は、自然資源の持続可能な利用・管理を進める国際パートナーシップの設立に向けて日本の環境省と国連大学高等研究所が共同で推進している「SATOYAMAイニシアティブ」（*Satoyama Initiative*）へも科学的な基盤を提供することも目指している。

2. 里山・里海サブグローバル評価

日本では里山と同時に里海という概念もあることから、サブグローバル評価として、里山・里海の課題を扱っている。この評価の枠組は国連大学高等研究所（横浜市みなとみらい）により立ち上げられたが、その作業には日本のいくつかの大学、研究所、NPO/NGO、政府・自治体、専門家のほか、国際専門家も協力・参加している。2007年8-9月に里山・里

表2 生物多様性条約 (CBD) の内容と関連事項

1993年発効。隔年開催。国際的な枠組条約。

目的：生物多様性の保全 (Conservation)、持続的な利用 (Sustainable use)、遺伝資源へのアクセスと利用から得られる利益の公正・衡平な配分 (Access and Benefit Sharing, ABS) の確保。

2010年目標「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という戦略計画を設定 (2002年)

条約締結国は「生物多様性保全と持続可能な利用を促進する、戦略・行動計画または相当する計画を作成する」ことが義務づけられている。

これに対応して、日本は、

生物多様性国家戦略 1995、2002改訂、2007第三次国家戦略

生物多様性地域戦略 (千葉県、埼玉県、滋賀県 など)

自然再生推進法 (2009年3月現在、協議会数 20、実施計画数 17)

を策定した。

締約国会議 (COP : Conference of Parties) : これまで9回開催。2009年のドイツでの会議には6,000人近くが参加。会議主催国が議長。次の開催まで議長役 (Presidency) を担う。

会議の成果として決議 (Decision) を採択する。

原則として全参加国の合意 (Consensus)。決議には法的拘束力はない。

議定書 (Protocol) の場合は拘束力を生じるが、条約とは別に、署名、批准が必要。

COP6以降、締約国会議の終盤に閣僚級会合を開催。

閣僚級会合には各国の環境大臣等が参加し、政治的な判断・調整を行う場面もある。

表3 CBD-COP10の内容と問題点

詳細検討項目：「陸水生物多様性」「海洋・沿岸生物多様性」「持続的な利用」「保護地域」「山岳生物多様性」「気候変動」

2010年目標に代わる次の世界目標 (beyond 2010) を決める。

「遺伝子資源へのアクセスと利益分配」 (ABS, Access and Benefit Sharing) に関する国際体制について結論を出す。

国連総会にて、2010年を国際生物多様性年とすることが決定。2010年9月には、国連総会において各国首脳を集めた「生物多様性に関するハイレベル会合」を開催する。

IPBES (Intergovernmental Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) 「生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム」の設立が検討されている。IPCCの生物多様性・生態系サービス版。

生物多様性会議の意図

(1) 自然資源利用の権利に関する、発展途上国側の意図

(2) グローバルな見地からの、多遺伝子の保全 (環境保全) の意図

日本政府の取り組み 環境省が中心だが、他の省庁との連携は十分か？

国際的な枠組みと、日本国内の枠組みとのずれ

研究者は、里山が中心であり、里海についての解析が劣っている

「Satoyama/Satoumi」としての国際発信が可能か、有効か？

新しいコモンズ概念を生み出すことが可能か？

経済・産業との関連が大きい

WTOとの関連 農林業生産物の国内保護を主張すると経済摩擦に発展する

海サブグローバル評価の作業への参加が公募され、2007年末の評価作業開始時には関心を持つ団体が集まった。この課題に対しては当初は多くの団体が興味を示したようだが、作業を継続していく過程で実質的に参加する団体の数は絞られてきた。作業に参加する団体・個人などの制約から、最終的には日本の国内を主に5つのクラスター（北海道、東北、関東中部、北信越、西日本（里山・里海））に分け、それぞれがその地域に特徴的な対象についてとりまとめを行ってきた。そのうちで関東中部クラスターは東京圏と名古屋圏を含むことから「大都市における里山・里海」を主要課題としている。

(1) 里海の定義

柳哲雄氏は、里海を「人手が加わることによって、生産性と生物多様性が高くなった海」と定義し、「里海」を実現する基本は「人々が手を加えることにより、太く、長く、滑らかな物質循環を保ち、沿岸域の生態系を豊かにすること」と述べている（柳哲雄著「里海論」 恒星社厚生閣、2006）。柳氏による定義は、すでに言われてきた「里山」の定義の海版、または海洋沿岸域版であり、その考え方の根底には海の自然と人々の作る社会との共生があると考えられる。さて、都市化が海に対してもたらしたのはどのようなものであろうか。それは、干潟・浅場の埋立であり、結果として生物生産性と多様性が低下していることは明白である。都市化による海洋沿岸域の生物生態系については、柳氏が「基本」とした「太く、長く、滑らかな物質循環」に対して、人々の手が加わったことにより沿岸生態系は貧困化して、物質循環は「細く、短く、粗く」なってしまっているのが実情である。

したがって、里山・里海サブグローバル評価の中では、「里山・里海」の概念は大都市と共存しうるか」と云う問いかけになる。むしろより積極的には、「里山・里海」の考え方を大都市の中にどのように活かしていかなければならないのか？」という問題設定になるであろう。大都市におけるメリットとしては、経済的な豊かさと人口密度の高さがある。この両者を都市と自然の共生のために活かしていくことが大切になるであろう。

里海を大都市の中に位置づけるためには、今までの価値観を転換する必要があるようだ。

(2) 巨大都市の代表としての東京圏と東京湾

近年、わが国において、人口の大都市集中と対比的に生じている過疎地域の出現は、多くの問題を生じている。2006年の国交省関東地方整備局のまとめによれば、東京湾の流域面積は 9,261 km² であり、流域人口は2,906 万人であるという。すなわち、日本全人口のほぼ四分の一の人々の、生活やそれに付随した産業に使用された水が、東京湾に流れ込んでいるのである。さらに、東京圏内で消費される水資源が域外からも導水などによって持ち込まれていることを考慮すると、上記の流域面積の値はさらに加えて計算するべきであろう。

日本の経済高度成長期に汚染・汚濁が目立った東京湾の水質は、行政の努力があり、下水処理システムが普及したことによって大きく改善されたことは確かである。国交省・農水省・環境省発表資料（2009.8.20）によれば、2008年度末の汚水処理人口普及率は、東京都99.4%、神奈川県97.1%、千葉県82.2%、埼玉県87.0% である。しかし、現存下水処理施設の能力の限界と、多くが雨水と生活排水とを同時に処理する合流式の下水系統として施設が作られた経緯から、まだ課題が残っている。わが国には東京湾と同様な課題を抱える

閉鎖性の高い水域（湾）として、大阪湾、伊勢・三河湾、博多湾などが存在している。東京湾の問題を解決することができれば、これらの湾についての課題に対する解決の方策も見えてくることであろう。さらに、東南アジアなどには、同様な閉鎖性海域が多く存在し、それらが発展途上国にあることから、海域の汚染・汚濁に対して十分な施策がなされていないようである。東京湾で経験した内容と、今後東京湾で解決していくべき課題・対策がそのままこのような国外の事例に対する貴重な参考になるものであろう。

(3) 東京湾の現状

東京湾の自然環境の再生に関連するもっとも大きな問題は、1960年代以降に進められた大規模埋立による干潟・浅場の消失と、漁業権の放棄であろう。日本の産業の工業化と港湾整備を目的として埋立が行われ、東京湾内湾面積の20%が消失している。埋立は、かつて広大な干潟であった領域、その先地の浅場であった領域で行われたために、東京湾内湾の内では現在干潟が残っている範囲は極めて限られている。港湾や埋立地造成の結果、かつてなだらかな傾斜によって海面につながっていた干潟が消失して、直立護岸になり、干潟・浅場を生存域とする魚貝類を始めとする生物の生きる場所（すみか）がなくなってしまうている。大規模埋立による土地の造成は、工業・商業などの産業の刺激・育成に貢献したことは確かだが、反面、漁業は壊滅状態となり、海の自然に密着し毎日海に接している漁師の数が激減した。漁業権の消滅によって、海の生物との共存を生業とする人々が極端に少なくなり、沿岸域の管理に際して生物資源の確保と云う視点が欠落する結果になってしまっている。

その反面、都市への人口集中は、海の環境に関心を持つ市民の絶対数の増加を生み出すことになり、これらの人々が、行き過ぎた海辺の自然破壊に対応する活動を進めてきた。漁業権の放棄によって空白となった隙間に、これらの新しい人々がどのように関与していくかが、現在の課題であろう。現在重要であると認識されている「新しい公共」が、現実にはどのような形態を持ち、活動ができるか、また活動の責任を負えるのかについては、未だ未知数である。

(4) 大都市と海の自然との共存・共生は可能か？

大都市における生活の便利さには捨てがたいものがあるが、一方では、全てが人工的になり、自然が失われていくという現実も否定しようがない。大都市生活で享受している利便性と、失われていく自然との共存・共生できないものであろうか？四季折々の自然が、田舎に住む人々のみにではなく、都市に住む人々の情操を豊かにしていることは、確かであり、大都市の中にも自然を活かす工夫が必要であろう。また、海に面する大都市においても、可能な限り自然が残り、都市住民がそれらを楽しむ機会に恵まれることが望ましいことであろう。

われわれ日本人は、つい最近まで（一世紀前まで）は、豊かな自然が与えてくれる資源を巧みに利用しながら生活してきた。里山・里海と呼ばれる社会構造は、ヒトが自然に対して手を加えることによって維持されてきた、循環型の社会構造であった。大都市においては、人工的な所作が過大となり、それに比べて自然が与えてくれるメリットが少なくなっていることは確かである。大都市において、里山・里海に見られた自然共生型の社会構造を構築することが可能であろうか？

3. 横浜におけるアマモ場再生活動：具体的な例の一つとして

横浜における海辺の自然再生活動の一つとして、われわれは、アマモ場再生の試みを開始し、数年の内にかかなりの成功を取めたようである。都市型の海辺の自然再生活動の一つの事例として皆さんの参考に供したい。2000年頃に横浜在住のダイバー達が始めたアマモ場再生活動は、2003年6月には「金沢八景-東京湾アマモ場再生会議」（以下、アマモ場再生会議）という協働活動の枠組に拡大された。アマモ場再生会議には、横浜近辺の、市民・NPO・NGO・行政（国・県・市）・大学・研究機関・小中高校・地元漁協・企業等、いろいろなセクターが参加した。6-7月に、東京湾内湾の横須賀市走水海岸にある天然のアマモ場で採取したアマモの花枝を収集することから一年の行事が開始する。7-8月には三浦半島先端の城ヶ島にある神奈川県水産技術センターの海水流水水槽内で種子を熟成・選別し、11月にはアマモ種子の播種と苗床づくりを行う。苗床から育てた苗は翌年4-5月の大潮干潮時を利用して横浜市の海岸に移植する、というサイクルである。これらの行事は小学生も含めたイベントとして行った。これらのイベントに並行して、海辺の生物について、またアマモ場の効用などについての勉強会を「海の学習会」として行った。これらの活動の中で、アマモのキャラクターとして「アマモン」が生まれ、これは着ぐるみとなってイベントに登場することになった。また、小学校の音楽の先生が「アマモン」を主題とした「アマモンサンバ」を作詞・作曲し、イベントの時にはみんなで合唱している。地域の小学校では運動会のマスゲームに取り入れられ、また器楽合奏に編曲されて音楽大会で演奏されるまでになった。最近では、アマモ場に集まる魚たちをカルタにして、カルタとりゲームで遊ぶようにもなった。このカルタは、横浜市海の公園と、近くの八景島シーパラダイス限定で販売もしている。

アマモ場再生のサイトは、横浜市金沢区の野島、海の公園、ベイサイドマリーナが主な場所である。これらのサイトでは子ども達を含めた比較的多くの人々が集まることができる。アマモ場再生事業はハードウェアとしては、水産庁・神奈川県、国交省港湾局、横浜市環境創造局などの委託事業などとして進められたが、アマモ場再生会議などの市民参加型の枠組は、これらを補完するソフトウェアとしての働きがある。市民はボランティアとして参加するとともに、参加する人々の輪が拡大する、教育・広報活動の側面がある。

アマモ場再生会議は、毎年12月に「海の森づくりフォーラム」を開催して、それまでの一年間の活動の内容報告、地域の子供達による海の自然再生への関わりの発表、市、県、国などの関係諸機関の取組の報告などを行ってきた。2005年には、横浜で開催された「全国豊かな海づくり大会」に合わせて、沿岸域の自然再生に関する国際ワークショップを開催し、コミュニティベースでの海辺の自然再生活動の情報交換を行った。また、2008年12月には「全国アマモサミット2008」の枠内で第6回海の森づくりフォーラムを開催した。2008年5月のアマモ移植イベントには松沢成文神奈川県知事も移植活動に加わったのだが、その延長として12月にはパネルディスカッションに登壇し、アマモ場再生活動による沿岸域の自然再生の必要性について述べた。

全国アマモサミット2008では、「横浜宣言」を採択したが、この宣言の継続的な実施は今後の課題として残っている（図1）。

(図1)

全国アマモサミット2008 横浜宣言

アマモは、砂質や砂泥質の浅海域に群落を形成する海草であり、魚介類に生育と繁殖の場を提供してきました。しかしながらここ半世紀以上にわたる沿岸域の開発がアマモ場の減少をもたらし、豊かな海の環境が破壊されつつあります。

四方を海に囲まれたわが国にとって、浅海域の環境、とりわけアマモ場を再生・保全することは重要であり、それは私達の責務でもあります。

そのような状況下で、2006年には、「アマモサミット・プレワークショップ」を横浜の地において開催し、全国でアマモ場再生に取り組んでいる仲間たちと共に、全国アマモサミット開催の必要性を確認し合いました。

そして、2008年の12月、ここに、多くの関係者の理解と協力のもと、全国アマモサミットを開催することができました。

本サミットでは、海辺の自然再生に向けた様々な取り組み、全国各地で活動しているアマモ場再生活動、そして、自然再生に熱心に取り組んでいる子供たちや生徒たちの活動を知ることができました。あわせて、アマモ場再生を切口にした海辺の再生・保全に取り組んでいる方々からの熱いメッセージとその実践内容について報告いただき、情報を共有することができました。

さらにまた、パネル討論において、「地域連携」「世代連携」の重要性に気づき、議論を深めることができました。

「海のゆりかご」と呼ばれ、海辺の環境をよりよくするアマモ場を再生するために、みんなで知恵を出し、行動を開始しなければなりません。「みんなの力でアマモ場を再生し、子供たちに残そう豊かな海」を合言葉に、私達は次のような行動に取り組むことを宣言します。

1. 一人ではできないことも、みんなで取り組むことで、大きな力となり目標を達成できます。一人でも多くの人の参加によるアマモ場再生活動となるよう、できることから始められるよう、取り組み方法を工夫します。
2. 各地のアマモ場再生活動は地域性に富んでいます。「まちおこし」としての役割にも着目し、その地域の特性から生まれた取り組みの様式を尊重しながら、小さな成功の積み重ねや、失敗例等の情報の共有化とその活用に努めます。
3. 一つの流域には、山から海まで、森・川・海・里の再生に頑張っている多くの仲間たちがおります。企業・産業の視点からも相乗効果を高めるため、この仲間どうしで情報共有を進めます。
4. みんなで想いを共有できる目標の設定、より良い人間関係の構築、科学・技術に根ざした行動のために、時間をかけ、魅力あるリーダーシップの醸成、専門家による支援を促進します。
5. 次世代を生きる子供たちが、命の大切さに気づき、夢を持って、いつでも・いつまでも楽しみ、そして学びながら継続して取り組める、海や川の環境保全に向けた活動のシステム（プログラム）の構築を目指します。

本サミットを通じて、確認し合った熱い思いと絆は、次のステップに踏み出す原動力になるものと思います。本宣言がそうした力を引き出す糧となることを切に願っています。

平成20年12月6日

全国アマモサミット2008 参加者一同

全国アマモサミット2008 実行委員会

さて、2003年夏には東京湾の神奈川県側に赤潮が発生し、これが原因となって貧酸素水塊（青潮）が沿岸をおそった。これによって、横浜周辺では貝類、魚類の大量斃死がおこった。それまでわずかに残っていたアマモの群落も例外ではなく、そのほとんどが消滅した。この事実は、アマモ場再生会議の枠組でアマモ場再生活動を開始した時点では、金沢

区の沿岸にはほとんどアマモ場が存在していなかったということになる。自然状況も幸いしたのだろうと思うが、われわれの数年間の移植活動の成果は当初予想したよりも早く現れた。海の公園の空撮を比較すると、2005年時点では播種を行った箇所のみアマモの群落が見られたが、2008年5月の時点ではすでに大幅にアマモ場の面積が回復し、2009年にはもはや新たに移植する面積がないような状態になった（図2）。アマモ場再生活動によって播種・移植を行った面積はごくわずかではあるが、定着したアマモ苗から新たな種子が周囲に拡散した結果である。アマモ場再生会議が活動を開始した2003年の時点では、アマモの種子採取を横須賀市走水海岸で行ったのだが、すでに2008年の段階では海の公園がアマモ種子の提供場としての役割を果たすようになった。すでに遺伝子解析の結果、東京湾内湾のアマモ群落は一つの遺伝子群として評価して良いという結論が得られていることから、走水海岸のアマモ種子を起原とし、海の公園で得られたアマモ種子を東京湾内湾の適地に播種することは、遺伝子攪乱にならないと云う保証が得られている。実際に、海の公園で採取した種子や栄養株を、横浜港内、東京都港区、大田区や東京湾湾奥の三番瀬に移植したり播種したりすることもすでに行われている。

このようにして、今では、アオリイカが日常的に釣れるようになり、毎月のひき網によるモニタリングで採取される魚の種数も増加している。

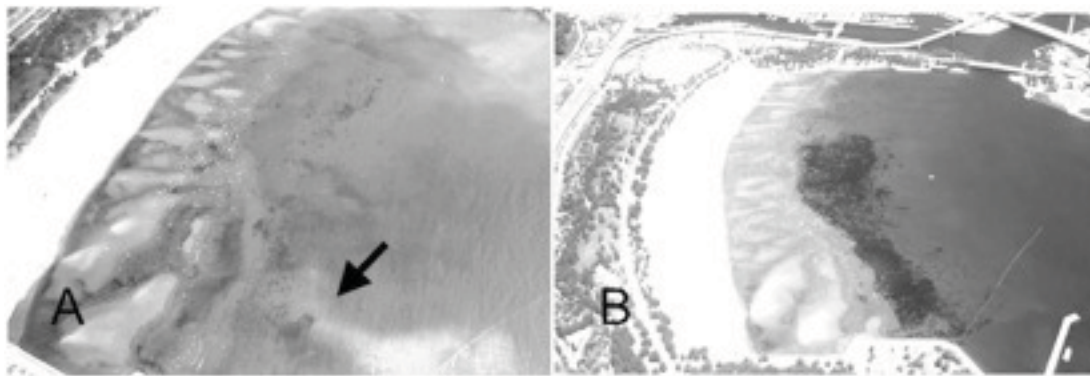


図2. 海の公園のアマモ群落。 2005年5月 (A) にはわずか見られたアマモ場の群落 (矢印) が、2008年5月時点 (B) では海の公園の先地の大半を覆っていることが分かる。

(資料提供：神奈川県水産技術センター)

4. まとめ

気候変動枠組条約締約国会議が提示した、地球温暖化防止のためにCO2発生量を削減しようという課題は、比較的理解されやすい内容である。気候変動にCO2増加が原因となっているのか、地球の経年的な気候変動の結果としてCO2が増加しているのかという、基本的には十分解明されていない疑問があるのだが、石油などの化石燃料に極端に依存した世界の経済システムを構造的に変化させるのは、むしろ歓迎するべきであろうと思う。これに対して、生物多様性の維持が人類の未来と地球の存続とにどのように関わっているのかという課題は、実はあまり分かり易くはない。この課題は、地球上の種としてのヒトの存在を生物学的・生態学的な視点から考えることが必要なのだが、一方では、ヒト中心的な価値観の是非が問われることにもなる。しかし、国連などを舞台とした国際社会の要求としては、資源の公平な配分について、先進国と発展途上国との対立の構図が透けて見えてくる。この課題は、一方では市場の自由化に対立する要素を抱え、他方では都市対田舎（中心対

辺境)の経済格差の問題でもある。課題を整理し、多くの人々が納得して共通の目的を抱くようにまで施策を立てるのは容易ではない。

では、どのようにしたら良いのであろうか？陳腐な答えであるが、ローカルとグローバルの両方の視野を持ち、身近なできること(ローカルなこと)から手をつけていくことが大切なのではないだろうか。横浜におけるアマモ場再生活動の、きわめて小規模ではあるが、成功は、その一つの例であるように思う。また、少なくとも日本各地において、自然保護・再生を目指したいろいろな活動が展開されている。それらの活動の中心になっているのが市民であることに注目するべきである。名古屋で開催されるCOP10は、これらの課題をグローバルな視点で整理し、ローカルな行動が全体的に妥当な方向に進められているかを検証するための一つの機会になるのではないだろうか。

謝辞：里山・里海サブグローバル評価の過程についての表現に関して、国連大学高等研究所の西麻衣子氏にご助力を頂いたことを感謝します。本稿に関する文責は林にあります。